（案）

竹富町告示第　号

竹富町猫飼養条例における審査基準に係る要綱を次のように定める。

令和　年　月　日

竹富町長　前泊　正人

竹富町猫飼養条例における審査基準に係る要綱

（目的）

第１条　この要綱は、竹富町猫飼養条例（令和８年竹富町条例第 10 号。以下「条例」という。）に基づく申請に対する処分における審査基準（竹富町行政手続条例（平成９年竹富町条例第 13 号）第５条第１項の規定による審査基準をいう。）に関する事項を定めることにより、条例の目的の実現並びに公正の確保及び透明性の向上を図ることを目的とする。

（総則）

第２条　条例に基づく申請に対する処分における審査基準は、条例及び竹富町猫飼養条例施行規則（令和８年竹富町規則第　号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

（定義）

第３条　この要綱で使用する用語は、条例及び規則で使用する用語の例による。

（飼養許可に係る審査基準）

第４条　規則第７条第１項第２号エの規定による審査は、次に掲げる基準に適合するか否かにより行うものとする。

（１）　猫を飼養しようとする室について、窓に網戸（現に破損等による逸走のおそれが生じていないものに限る。）、内窓、窓枠フェンスその他の猫の不意の逸走を防止するための工作物（施錠その他の手法により不意の開放を防止する機能を有するものに限る。）が設置されていること。

（２）　玄関について、扉に網戸（現に破損等による逸走のおそれが生じていないものに限る。）、内扉、飛び出し防止フェンスその他の猫の不意の逸走を防止するための工作物（施錠その他の手法により不意の開放を防止する機能を有するものに限る。）が設置されていること。

２　規則第７条第１項第２号オの規定による審査は、冷房設備が具備されているか否かにより行うものとする。

（その他）

第５条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附　則

この要綱は、令和　年　月　日から施行する